

「乗合バス事業者連絡会議」設置要綱

(制定) 令和4年11月11日 4都市基交第846号

(改正) 令和6年2月21日 5都市基交第1714号

(改正) 令和6年11月19日 6都市基交第1464号

(目的)

第1条 都内における地域公共交通に関する情報交換を図る場として、乗合バス事業者と行政との連携を強化していくことを目的に、「乗合バス事業者連絡会議」（以下、「本会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本会議は、別紙に掲げる者により構成する。

(座長)

第3条 本会議に座長を置く。

2 座長は、本会を代表し、議事を総理する。

(検討会の運営)

第4条 本会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、会議への出席等必要な協力を依頼することができる。

3 座長に事故がある場合は、あらかじめ座長が指定する委員又は事務局がその職務を代理する。

4 本会議は非公開とする。

5 本会議の資料は公開とする。ただし、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

6 座長は、必要に応じて本会議の下に、座長の指定する参加者によるワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月19日から施行する。